

檔 號：

保存年限：

# 高雄市殯葬管理處 公告

發文日期：中華民國110年12月9日  
發文字號：高市殯處雄字第11070912601號  
附件：如主旨。



主旨：公告「高雄市殯葬管理處111年度屍體火化收費減價日表」  
如附件。

依據：高雄市殯葬管理處火化全面預定時間及收費制度實施計畫。

公告事項：

- 一、配合屍體火化收費制度，分散集中吉日火化所致園區人車擁塞及設備超載情況，訂定淡日火化分流減價優惠措施。
- 二、火化收費減價日期依本處年度公告內容為準。

處長 石慶豐

## 高雄市殯葬管理處 111 年度屍體火化收費減價日表

月份	一般收費日	減半收費日
一月	<u>2</u> 、3、4、5、7、 <u>8</u> 、 <u>9</u> 、11、13、14、 <u>15</u> 、 <u>16</u> 、17、18、19、20、21、 <u>22</u> 、 <u>23</u> 、 <u>25</u> 、 <u>27</u> 、 <u>29</u> 、 <u>30</u>	6、12、26、28
二月	<u>6</u> 、7、11、 <u>12</u> 、 <u>13</u> 、16、17、18、 <u>19</u> 、 <u>22</u> 、 <u>23</u> 、 <u>24</u> 、 <u>25</u> 、 <u>26</u> 、 <u>27</u>	8、9、10、15、 <u>20</u> 、21
三月	1、3、4、 <u>6</u> 、7、8、9、10、11、 <u>12</u> 、15、17、18、 <u>19</u> 、 <u>20</u> 、21、22、23、24、25、 <u>26</u> 、 <u>27</u> 、29、30、31	2、 <u>5</u> 、 <u>13</u> 、16
四月	1、 <u>3</u> 、4、6、7、8、 <u>10</u> 、12、13、14、 <u>17</u> 、18、19、20、22、 <u>23</u> 、 <u>24</u> 、26、27、28、29、 <u>30</u>	<u>2</u> 、 <u>9</u> 、15、 <u>16</u> 、21
五月	<u>1</u> 、2、4、5、 <u>7</u> 、 <u>8</u> 、10、11、12、 <u>14</u> 、 <u>15</u> 、16、17、19、20、 <u>21</u> 、 <u>22</u> 、24、25、26、27、 <u>28</u> 、 <u>29</u> 、31	3、6、13、18、30
六月	1、2、 <u>4</u> 、 <u>5</u> 、6、7、8、10、 <u>12</u> 、14、15、17、 <u>18</u> 、 <u>19</u> 、20、21、22、24、 <u>25</u> 、 <u>26</u> 、 <u>28</u> 、29、30	9、 <u>11</u> 、16、23
七月	1、 <u>2</u> 、4、6、7、8、 <u>9</u> 、 <u>10</u> 、12、13、14、15、 <u>16</u> 、18、19、20、21、22、 <u>23</u> 、 <u>24</u> 、26、27、28、 <u>30</u> 、 <u>31</u>	<u>3</u> 、5、 <u>17</u> 、29
八月	2、3、5、 <u>6</u> 、 <u>7</u> 、9、10、11、12、 <u>14</u> 、16、17、18、19、 <u>20</u> 、 <u>21</u> 、23、24、26、 <u>27</u> 、 <u>28</u> 、29、30、31	1、4、 <u>13</u> 、15、25
九月	1、2、 <u>3</u> 、5、7、8、9、 <u>10</u> 、 <u>11</u> 、13、14、15、16、 <u>17</u> 、 <u>18</u> 、19、21、22、23、 <u>24</u> 、27、28、29	<u>4</u> 、6、20、 <u>25</u> 、30
十月	<u>1</u> 、 <u>2</u> 、3、4、6、7、 <u>8</u> 、 <u>9</u> 、11、12、13、14、 <u>16</u> 、17、18、20、21、 <u>23</u> 、25、26、27、28、 <u>29</u> 、 <u>30</u>	5、 <u>15</u> 、19、 <u>22</u> 、31
十一月	2、3、4、 <u>6</u> 、7、8、9、10、11、 <u>12</u> 、 <u>13</u> 、16、17、18、 <u>19</u> 、21、22、23、24、 <u>26</u> 、 <u>27</u> 、29	1、 <u>5</u> 、15、 <u>20</u> 、25、30
十二月	1、 <u>3</u> 、 <u>4</u> 、5、6、7、8、9、 <u>10</u> 、 <u>11</u> 、13、15、 <u>17</u> 、 <u>18</u> 、19、20、21、22、23、24、 <u>25</u> 、 <u>27</u> 、28、29、30、 <u>31</u>	2、14、16

註一：標示“    ”為星期六、日。

註二：淡日火化者，火化收費減半，淡日以本處公告為準。

